

「第2次高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第2次高松市読書バリアフリー計画）」（案）

高松市教育委員会

令和8年 月

# — 目 次 —

---

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象者	2
4 計画の期間	2
5 「SDGs」との関係	2
<b>第2章 現状と課題</b>	3
1 本市における対象者数と利用の状況	3
2 視覚障がい者等が利用可能な読書手段	3
3 障がいのある方の読書環境の現状	4
4 障がいのある方の読書環境の課題	6
<b>第3章 基本方針と具体的な取組</b>	7
1 基本方針	7
2 具体的な取組と指標の設定	8
<b>用語集</b>	11

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

令和元年（2019年）6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境を整備することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

「読書バリアフリー法」では、地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、また、「地方公共団体は、(国)の基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

国は、令和2年（2020年）に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を定め、令和7年（2025年）3月には同計画（第二期）を策定しています。

本市においては、令和3年（2021年）10月に「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（高松市読書バリアフリー計画）」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、様々な取組を進めてきました。

このような中、近年、デジタル機器の普及や情報通信手段の多様化等、読書活動を取り巻く状況は大きく変化し、市内のどこに住んでいても、気軽に読書ができる環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の読書バリアフリーにおける目標を明確にし、社会の変化に対応しながら、将来を見据えて計画的に推進するため、「第2次「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第2次高松市読書バリアフリー計画）」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

## **2 計画の位置付け**

本計画は、読書バリアフリー法に基づき、読書が困難な方の読書環境の整備の推進に関する計画として定めるものです。

「第7次高松市総合計画」や「第3期高松市教育振興基本計画」、「第6次高松市子ども読書活動推進計画」、「たかまつ障がい者プラン（令和6年度～8年度）」などの関連計画と整合を図りながら、施策を推進します。

## **3 計画の対象者**

本計画は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、活字によって表現された書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）を読むことが難しい方、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい方（以下「読書が困難な方」という。）を対象とします。

## **4 計画の期間**

令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）までの5年間とします。

## **5 「SDGs」との関係**

障がいの有無に関わらず、全ての市民が等しく読書ができる環境の整備を推進することは、平成27年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない」という理念と一致します。

本計画では、SDGsの目標達成に貢献します。

### ＜関連するゴール＞



## 第2章 現状と課題

### 1 本市における対象者数と利用の状況

令和4年度（2022年度）末時点で、本市における身体障がい者手帳所持者は17,115人で、平成30年度（2018年度）末と比較すると、1,100人減少しています。主障がい部位別にみると、「視覚障がい」1,112人、「肢体不自由」7,996人となっています。【たかまつ障がい者プラン（令和6年度～8年度）】

一方、本市図書館において視覚障がい者サービス等を受けている方は、令和6年度末時点で154人と、多くの方が視覚障がい者サービス等を利用しているとは言えない状況にあります。

また、支援を必要とする視覚障がい者等のニーズを把握するとともに、サービスに関する情報が届くよう、周知方法を工夫する必要があります。

### 2 視覚障がい者等が利用可能な読書手段

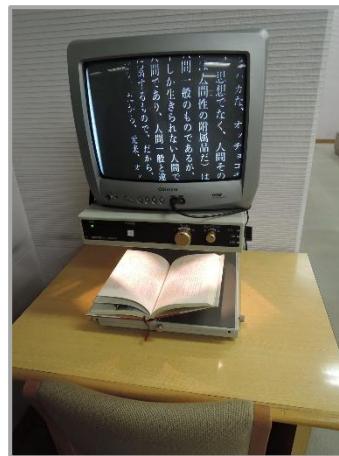
現在、視覚障がい者等が読書を行う主な方法として、次のような方法があります。

- ※1 ●自分で読む：点字図書、大活字本、触る絵本、ＬＬブック等
- ※2 ●人に読んでもらう：図書館での対面朗読サービス
- ※3 ●再生機で音声や画像化して読む：録音図書、デイジー図書、  
※5  
※6
- ※7 ●機器を使って自分で読む：拡大読書器、リーディングトラッカー等
- ※8 ●機器を使って読み上げさせる：電子書籍



マルチメディアデイジー

デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、音声にテキストや画像を同期させることができるものがある。



拡大読書器

視覚に障がいがある方等が文字や画像を拡大し、コントラストを調整して見やすく表示することで、読書を支援する機器。



リーディングトラッカー

読みたい行に視点を集中させる読書補助具。視覚障がいのある人等の読書をサポートする道具であると共に、集中して読書したい人にも便利な道具。

### 3 障がいのある方の読書環境の現状

本市図書館では、読書が困難な方への支援として、次の取組を行っています。

サービス	内容
対面朗読サービス	中央図書館、香川図書館で実施しています。持ち込み資料を読むこともできます。
アクセシブルな書籍 ※ <sup>9</sup> 等の提供	全国の公立図書館や点字図書館と相互貸借を行い、視覚障がい者等に録音図書や点字図書を提供しています。また、来館が困難な方には郵送貸出サービスを実施しています。
アクセシブルな書籍等の製作	録音図書、点字図書を製作しています。
読書支援機器の提供	中央図書館には、拡大読書器や音声ディジタル再生機、ディジタル用タブレット、リーディングトラッカー等を所有、貸出、個別の利用体験を行っています。
りんごの棚の設置 ※ <sup>11</sup>	大活字本、点字の本、LLブックなどを配置するほか、発達障がいについてなど障がいを理解するための本も設置しています。
声の広報の発行	「広報高松」から主要な市政ニュースやお知らせ、市視覚障害者福祉協会からのお知らせなどをCDに収録し、毎月1回郵送しています。 【広聴広報・シティプロモーション課】
サピエ図書館の利用支援 ※ <sup>12</sup>	サピエ図書館への加入を通して、会員施設・団体が製作又は所蔵する点字図書や録音図書に関する書誌データベースの提供及びダウンロード等による貸出サービスを行っています。

※中央図書館は、サンクリスタル高松リニューアル工事により、令和7年5月より令和9年秋頃まで休館しています。

第1次計画では、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目指し、次の4つの施策の方向性と10項目の指標を設定しています。

表にあるとおり、視覚障がい者への資料の郵送貸出件数と読書支援機器・用具給付件数は令和2年度と比較して減少していますが、他の項目は増加をしています。

特に大活字本などの視覚障がい者等が利用しやすい資料は、大幅に増加しています。

#### 【4つの施策の方向性】

- 方向性1 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等
- 方向性2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- 方向性3 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援
- 方向性4 図書館サービスの人材育成・体制整備

#### 【指標】

項目	令和2年度	令和6年度	令和7年度 (目標)
視覚障がい者資料郵送貸出件数	167件	144件	250件
障がい者支援コーナー	年間貸出件数	612冊	713冊
高松市図書館所蔵資料	大活字本	2,044冊	3,358冊
	L.Lブック	53冊	67冊
	点字付き絵本	125冊	271冊
	録音図書(CD)	946点	1,097点
	デイジー図書	51点	90点
サピエ図書館	個人会員登録数	—	20人
読書支援機器・用具給付件数 (日常生活用具給付制度)	42件	37件	45件
図書館ボランティア養成・スキルアップ講座等参加人数	49人	61人	150人

#### **4 障がいのある方の読書環境の課題**

現在、音声読み上げ対応の書籍やマルチメディアディアデイジー、ＬＥブックなどは出版点数が限られており、なかなか話題の図書や新しい情報に触れることができません。

また、障がいの種別や程度によって、利用しやすい書籍や読書の形態が異なり、サービスを提供する側の図書館が個々の障がいの特性やニーズを把握し、環境を整備する必要があります。

第1次計画の指標にもあるとおり、アクセシブルな書籍等の所蔵は増加しているものの、年間貸出件数や視覚障がい者資料郵送貸出、読書支援機器・用具給付といった本市図書館が実施している読書バリアフリーサービスについて、市民に広く認知されているとはいえない状況があるため、今後も、読書が困難な方やその支援者、関係機関等に情報を届けられるように、効果的なPR方法を検討していく必要があります。

また、点訳・音訳などのボランティアをはじめ、読書環境を支える人材が不足しているという課題があると考えられます。

より多くの方に読書方法や支援サービスへの認知を広げるためには、関係者と連携しながら、幅広い情報発信や行事に取り組む必要があります。

さらに、職員やボランティアの知識・スキルの向上を支援するため、各種の研修を実施する必要があると考えられます。

## 第3章 基本方針と具体的な取組

### 1 基本方針

本市図書館では「市内のどこに住んでいても、気軽に読書ができる環境の整備」の実現に向けて、読書バリアフリーサービスを充実させるとともに、関係機関と連携し、読書が困難な方が利用できる読書環境があることを市民皆さんに広く認知してもらい、潜在的なニーズを実際の利用へとつなげていくことが重要です。

国においても、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（第二期）の中で、3つの基本的な方針を定め、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものとして取り組んでいます。

そのようなことから、本市においても、次の3点を基本方針として定め、読書が困難な方の読書環境の整備に取り組みます。

#### 【基本方針 1】

**誰もがその特性に応じた適切な資料を利用できるよう、資料を充実させます**

#### 【基本方針 2】

**誰もがニーズにあつた資料を手にすることができるよう、利用環境の整備に取り組みます**

#### 【基本方針 3】

**誰もが利用できる読書環境があることを知ってもらうよう、周知に取り組みます**

## **2 具体的な取組と指標の設定**

### **【基本方針 1】**

**誰もがその特性に応じた適切な資料を利用できるよう、資料を充実させます**

#### **【基本的な考え方】**

障がいの種別や特性、乳幼児・青少年期、成人期、高齢期の各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍について考慮し、アクセシブルな書籍等の収集及び製作を行い、誰もが適切に利用できるよう様々な種類の資料の充実に努めます。

また、視覚障がい者等が円滑に利用できるよう、電子書籍等の利用を推進します。

さらに、国立国会図書館やサピエ図書館等と連携し、資料を提供できるよう取り組みます。

- (1) 読書が困難な方が自身の障がい特性や年齢に合った資料を利用できるよう、様々な種類の資料の収集を行います。
- (2) りんごの棚など、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの充実に取り組みます。
- (3) 視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍やオーディオブック等の充実に取り組みます。<sup>※13</sup>
- (4) 国立国会図書館や公立図書館、市内の学校図書館、点字図書館、サピエ図書館等と連携し、相互貸借制度を活用し資料の提供に努めます。
- (5) 図書館職員や書籍等を製作する施設・団体と連携し、点訳・音訳等の書籍の製作に取り組みます。

### **【基本方針 2】**

**誰もがニーズにあった資料を手にすることができるよう、利用環境の整備に取り組みます**

#### **【基本的な考え方】**

視覚障がい者等が必要とする書籍等を提供できるように関係機関との連携を強化します。

また、読書や図書館の利用が難しい視覚障がい者等にとって、読書や図書館がより身近なものとなるよう取組を進めます。

さらに、司書や読書ボランティア等、視覚障がい者等の読書環境の整備にかかわる人材の確保に努めます。

- (1) 香川県立視覚支援学校や市内の学校図書館と連携し、視覚障がい児等がアクセシブルな書籍等を利用できるよう支援します。
- (2) 拡大読書機などアクセシブルな書籍等を利用するため、デイジー用タブレットなど必要な読書支援器の充実に、引き続き取り組みます。

- (3) アクセシブルな書籍等を利用するための読書支援機器の利用方法や入手方法について案内します。
- (4) 図書館職員や書籍等を製作する施設・団体等の養成講座や研修を開催し、点訳・音訳等の書籍を製作するための人材養成を行います。
- (5) リニューアルする中央図書館では、<sup>※14</sup> 視覚障がい者等が快適に利用できるようピクトグラムや分かりやすい表現を使用した利用案内など館内の案内サービスの充実のほか、必要な施設整備に取り組みます。

### 【基本方針 3】

**誰もが利用できる読書環境があることを知ってもらうよう、周知に取り組みます**

#### 【基本的な考え方】

読書バリアフリーの考え方方が普及し、読書が困難な方の読書環境が改善するよう、その意義や取組について、市民への周知・啓発を図ります。また、視覚障がい者等が、書籍と出会い、多くの情報を得られるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段について周知に取り組みます。

- (1) 関係課や香川県立視覚支援学校、市内の学校図書館等と連携し、バリアフリー読書支援サービスを紹介するリーフレット等を配布するなど、情報提供に取り組みます。
- (2) 国立国会図書館やサピエ図書館が提供しているサービスについて周知を図ります。
- (3) 本市図書館で収集したアクセシブルな書籍等を本市ホームページのほか、様々な方法で情報を発信し、分かりやすい表示に努め、利用しやすい環境づくりに努めます。
- (4) アクセシブルな書籍等や読書支援機器等を実際に体験できる行事等に取り組みます。

## 【成果目標とする指標】

3つの基本方針に基づき、計画期間の5年間を評価する指標として、下記の項目を定め、進捗管理を実施します。

取組内容	項目	令和6年度 (現状)	令和12年度 (目標)
アクセシブルな書籍等の充実	大活字本	3,358 冊	4,300 冊
	L L ブック	67 冊	80 冊
	点字付き絵本	271 冊	400 冊
	デイジー図書	90 点	120 点
	電子書籍	2,526 点	3,500 点
	オーディオブック	40 点	80 点
りんごの棚の充実	年間貸出冊数	713 冊	1,000 冊
読書支援機器の整備	デイジー用タブレット 所有台数	3 台	5 台
	貸出回数	0 件	10 件
音訳・点訳者等の養成	養成講座の実施回数	0 回	2 回
	参加人数（延べ）	0 回	30 人
バリアフリー読書支援サービスを周知するイベント等の開催	回数	1 回	3 回
	参加人数	61 人	150 人

## 用語集

---

用語		説明
* 1	点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で示された図書のこと。
* 2	大活字本	視力が弱い人に対応するために、通常よりも大きな文字（大活字）や判型を用いた本のこと。
* 3	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。
* 4	L L ブック	「LL」とは、スウェーデン語の「Lättlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LL ブック」は、知的障がいのある人など、文字を読むことが苦手な人も読めるよう、分かりやすい言葉や文章、イラストや写真を使った「やさしく読める」本のこと。
* 5	録音図書	耳で聴いて読書できるよう、活字の文章を声に出て読み、その音声をCDやカセットテープに録音した図書。
* 6	デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴には、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができるなどがある。
* 7	拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大して表示することにより、読み書きを支援する機器。
* 8	リーディングトラッカー	読みたい行に視点を集中させる読書補助具。ディスレクシアや、視覚障がいのある人の読書をサポートする道具であるとともに、集中して読書したい人にも便利な道具。（ディスレクシアは、限局性学習症の一つとされ、全般的な知的発達は正常で、学習意欲があるにもかかわらず、文字の読み書きに限定した困難を有する疾患。）

* 9	アクセシブルな書籍等	「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障がい者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍。
* 10	点字図書館	点字、録音、デイジー図書等の製作・貸出やレンズサービス、デイジー図書再生機の貸出等、目の見えない、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。
* 11	りんごの棚	「本が読めない、読みにくいという特別なニーズのある子ども達のために、読書の喜びを与える。」という願いからスウェーデンの図書館で生まれた。りんごの棚には、大活字本、点字の本、LLブックなどを配置するほか、発達障がいについてなど障がいを理解するための本も含まれる。
* 12	サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
* 13	オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聞くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。
* 14	ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて、情報や注意を示すために表示される記号。



**第2次高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画  
(第2次高松市読書バリアフリー計画)**

発行年月 令和8年 月

発 行 高松市教育委員会

問合せ先 高松市中央図書館

〒760-0014

高松市昭和町一丁目2番20号

サンクリスタル高松内

Tel 087-861-4501

Fax 087-837-9114

E メール library@city.takamatsu.lg.jp

ホームページ <https://library.city.takamatsu.kagawa.jp/>